

令和八年七月十四日提出
質問第三三三号

戦没者遺骨DNA鑑定に関する質問主意書

提出者 有田 芳生

戦没者遺骨DNA鑑定に関する質問主意書

厚生労働省は、戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定申請の受付（以下、「この事業」とする）を令和三年十月一日からはじめています。この事業に関し、質問します。

一 なぜ、この事業をはじめたのか。その理由と目的をお示し下さい。

二 この事業について、受付開始以降、何件のDNA鑑定申請がありましたか。年度別に申請件数及び鑑定件数をお示し下さい。あわせて、DNA鑑定に要した費用の総額を年度別にお示し下さい。

三 外務省北東アジア課が平成二十八年十月に作成している「北朝鮮における日本人遺骨問題」（概要）と題する文書には、北朝鮮地域における戦没者概数は三万四千六百名、遺骨送還概数一万三千柱、残存遺骨概数二万千六百柱とあります。北朝鮮地域には二万千六百柱の残存遺骨概数があることを外務省が公表しているのに、なぜ厚生労働省のホームページにある戦没地の一覧表の中に「北朝鮮」が入っていないのか、その理由をお示し下さい。

四 平成二十四年五月二十九日のストックホルム合意において、日本政府は北朝鮮側に対し、一九四五年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨・墓地に関する調査を要請しています。この事業に関連するか否

かを問わず、政府は北朝鮮側に対し、政府が保有する一九四五年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨・墓地に該当する名簿及び関係資料を手渡していますか。

五 平成二十四年五月二十九日のストックホルム合意以降、政府は、一九四五年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨・墓地に係るご遺族に対しどのような施策を講じてきたのですか。時系列に施策名を列挙し、その成果と課題について具体的にお示し下さい。

六 この事業に関し、一九四五年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨・墓地に係るご遺族から相談及びDNA鑑定申請はありましたか。年度別に相談及びDNA鑑定申請件数をお示し下さい。

右質問する。